

昭和二年 月 日

西多摩郡福生村熊川村組合長森田退藏

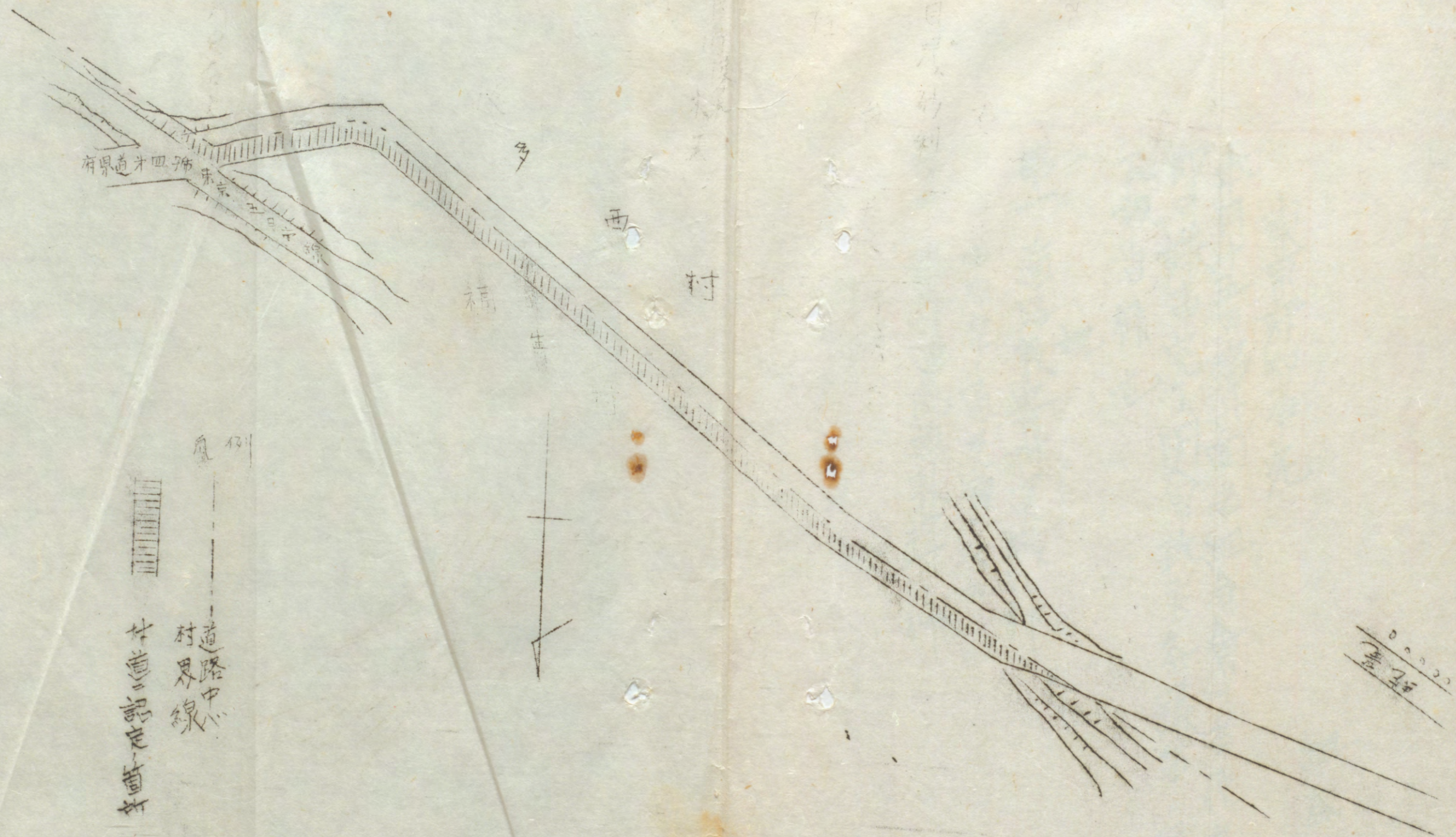
225

林道認定諮問件

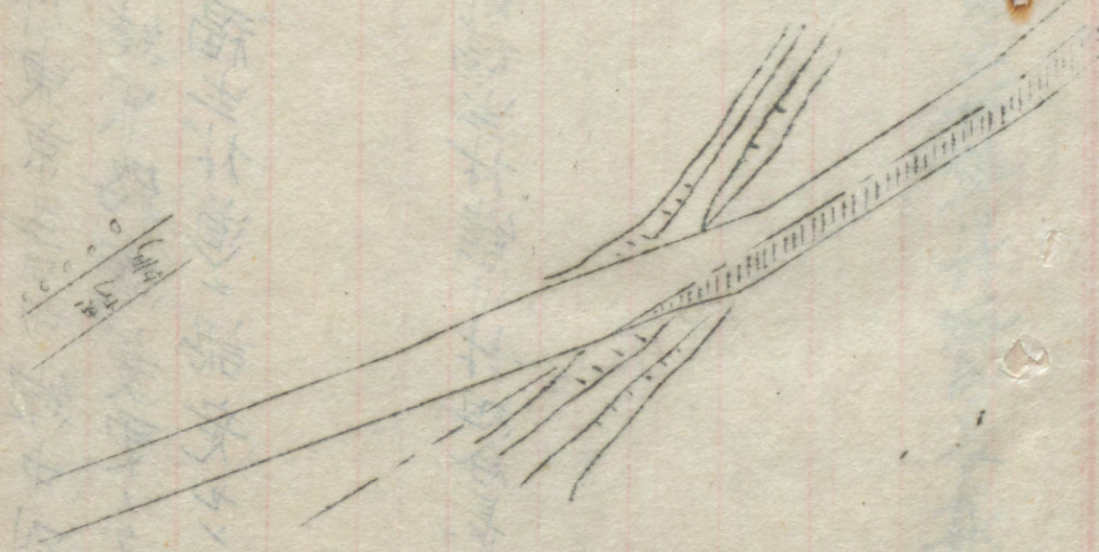
福生村地内府道第四號東京五市線中別紙回面、
箇所ハ多摩橋開通、結果路線変更、タメ廃道ト
レモ極メテ必要ナル路線ニ付福生林道ニ認定セントス
右諮問ス

昭和二年三月七日

西多摩郡福生村熊川村組合長森田退藏



竹道記定道
村界線
道路中心



東京府知事宛

本月十五日第六回当組合會中当役場内開會
即日議事完了開會致謝各議事、要領左記
及報告候也

記

第一道路敷寄附受領一件

右原案一通受領二決下

第二福生村道廢道敷拂下一件

第一。市道認定沿河一件

第二市道廢止沿河一件

第五。一號

昭和二年四月十九日發案
五月十九日決裁

淨書

校合

四月十九日發送
往復主任

村長



助役

主任

關係書記

組合長

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役場

右原案、通可決確定、
第三 宮本橋架替工事施行ニ付補助申請、件

右原案、通可決確定、
第四 当組合役場建築委員増員、件

右原案、通可決確定、
第五 当組合役場建築委員増員、件

右組合長、推薦通左記二名ヲ委員ニ定ム

秋山 左右助 宮本 八十八

第六 昭和三年度当組合蓄積金歳入歳出更正予算、件

右原案、通可決確定、

第七 昭和三年度福壽林歳入歳出更正予算、件

右原案、通可決確定、

第八 土木委員補缺選任、件

右組合長、推薦通 内田近之助ヲ委員ニ定ム

第九 傳染病予防委員補缺選任、件

右組合長、推薦通左記三名ヲ委員ニ定ム

田村宗亮 清水長五郎 天野松太郎

第十 福壽林道認定諮問、件

右諮問案、通認定同意、

第十一 福壽林道廃止諮問、件

右諮問案、通認定同意、

右原案、通可火確定、
第三 宮本橋架替工事施行ニ付補申請件

右原案、通可火確定、
第四 当組合役場建築事業委員申請件

右 監理課へ通可火確定、
監理課へ通可火確定、

抄1 監理課へ通可火確定、
監理課へ通可火確定、

右 監理課へ通可火確定、
監理課へ通可火確定、

抄1。 監理課へ通可火確定、
監理課へ通可火確定、

田中 監理課へ通可火確定、
監理課へ通可火確定、

右 監理課へ通可火確定、
監理課へ通可火確定、

抄1 監理課へ通可火確定、
監理課へ通可火確定、

右 監理課へ通可火確定、
監理課へ通可火確定、

抄1 監理課へ通可火確定、
監理課へ通可火確定、

福第 五。一 號

昭和 二 年 月 十九 日 發案
昭和 二 年 月 日 決裁

淨書

校合

往復主任 月 日 發送

村長

助役

主任

關係書記

組合長

同本字高 昭和 二 年 月 日 發案

昭和 二 年 月 日 發案 昭和 二 年 月 日 發案

昭和 二 年 月 日 發案 昭和 二 年 月 日 發案

- 一、土市安ら補遺送件
- 二、伊豫市防安ら補遺送件
- 三、道路安ら附文送件

お成りな通ちる件

組合員議定宛

組合長

村長

助役

主任

關係書記

福巻 五〇一 號

昭和二年九月十二日發案

淨書

校合

往復主任 九月十二日發送

林 昇

田 登

主 丑

關係書記

福巻 五〇一 號

大正 二年 九月 十二日發案

新書

校合

往復主任 九月十二日發送

Is the unripe to come with
that is the only thing that is the only thing
that is the only thing that is the only thing

- 四、村道認定沿河一件。
- 五、村道廢止沿河一件。
- 六、村道認定及拂下一件。
- 七、田舎路の整備と施すに補助申請一件。
- 八、組内田舎路認定申請書提出と沿河一件。
- 九、組内田舎路認定申請書提出と沿河一件。
- 一〇、昭和二年以前に建設された田舎路認定申請書提出と沿河一件。
- 一一、昭和二年以前に建設された田舎路認定申請書提出と沿河一件。

共

昭和二年第六回村会村会議員会決議
告知事項九、二回

- 第一、道路敷設費の徴収一件。
- 第二、村道認定及拂下一件。
- 第三、田舎路の整備と施すに補助申請一件。
- 第四、組内田舎路認定申請書提出と沿河一件。
- 第五、組内田舎路認定申請書提出と沿河一件。
- 第六、昭和二年以前に建設された田舎路認定申請書提出と沿河一件。
- 第七、昭和二年以前に建設された田舎路認定申請書提出と沿河一件。
- 第八、田舎路の整備と施すに補助申請一件。
- 第九、田舎路認定申請書提出と沿河一件。
- 第一〇、田舎路認定申請書提出と沿河一件。
- 第一一、田舎路認定申請書提出と沿河一件。

昭和二年四月十日午前十時開会

出席者九人通

出席者九人通

第一席

内中猪十人

第二席

吉田廣太郎

第三席

北山太右衛門

第四席

井上長吉

第五席

長谷川八郎

第六席

石川豊太郎

第七席

岡本隆三郎

第八席

内田山三郎

第九席

伊东伸三郎

第十席

大友忠太郎

出席者九人通

第一席

市尾隆三郎

第二席

加藤三市郎

第三席

岡本八郎

第四席

吉田隆三郎

第五席

清水寛二

第六席

市野忠太郎

第七席

市野忠太郎

第八席

市野忠太郎

出席者九人通

出席者九人通

第九席

市野忠太郎

第十席

市野忠太郎

中七有

井之八右少

中八有

小林素一

中七有

森田素一

組々長(吉田退老) 開會中此は是より長長一強初う執にせらる

第一 各段の定めの件

議長(組々長吉田退老)

書記加茂

中十有(田中退老) 中十有(田中退老) 中十有(田中退老)

議長中十有(田中退老) 中十有(田中退老) 中十有(田中退老)

第二 各段の定めの件

議長(組々長吉田退老) 中十有(田中退老)

書記加茂

中十有(田中退老) 中十有(田中退老) 中十有(田中退老)

中十有(田中退老)

議長中十有(田中退老) 中十有(田中退老) 中十有(田中退老)

第三 各段の定めの件

議長(組々長吉田退老)

中十有(田中退老)

書記加茂

中十有(田中退老) 中十有(田中退老) 中十有(田中退老)

中十有(田中退老)

議長中十有(田中退老) 中十有(田中退老) 中十有(田中退老)

第四 各段の定めの件

議長(組々長吉田退老) 中十有(田中退老)

議長(組々長吉田退老)

中十有(田中退老)

書記加茂

中十有(田中退老) 中十有(田中退老) 中十有(田中退老)

中十有(田中退老)

議長中十有(田中退老) 中十有(田中退老) 中十有(田中退老)

予あつて可決破らる

第二の如くは時局を建てる事になりぬ

議長(議長)

書記郎読

第三の如くは、推薦の通りならぬ、其の如くは、予あつて可決破らる

第四の如くは、予あつて可決破らる、其の如くは、予あつて可決破らる

議長(議長)

書記郎読

第五の如くは、予あつて可決破らる、其の如くは、予あつて可決破らる

第六の如くは、予あつて可決破らる、其の如くは、予あつて可決破らる

第七の如くは、予あつて可決破らる、其の如くは、予あつて可決破らる

議長(議長)

予一読令

書記郎読

第八の如くは、予あつて可決破らる、其の如くは、予あつて可決破らる

第九の如くは、予あつて可決破らる、其の如くは、予あつて可決破らる

議長(議長)

書記郎読

第十の如くは、予あつて可決破らる、其の如くは、予あつて可決破らる

議長(議長)

書記郎読

第十一の如くは、予あつて可決破らる、其の如くは、予あつて可決破らる

第十二の如くは、予あつて可決破らる、其の如くは、予あつて可決破らる